入札公告の変更

平成28年4月11日

国立大学法人東京大学総長　五神　　真

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　13

○第78号

1　掲載日　平成28年３月16日付（号外政府調達第51号）

2　変更内容　８ページ１段目の入札公告第78号Ｂ「油圧ラダー式波力発電装置の製作　一式」について、２⑵Ｂ中、「関東・甲信越地域」を「東北又は関東・甲信越地域」に、「Ａ、Ｂ又はＣ等級」を「Ａ、Ｂ、Ｃ又はＤ等級」に、５⑹②Ｂ中、「Grade A, Grade B or Grade C」を「Grade A, Grade B, Grade C or Grade D」に、「Kanto-Koshinetsu area」を「Tohoku or Kanto-Koshinetsu area」に変更します。

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成28年4月11日

支出負担行為担当官

北海道開発局開発監理部長　本田　亘克

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　01

○開発営繕第１号

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　帯広第２地方合同庁舎新営16建築工事（電子入札対象案件）

⑶　工事場所　北海道帯広市

⑷　工事内容

ア　庁舎

構造・階数　鉄骨鉄筋コンクリート造６階建

建物規模　延べ面積8,703.58㎡

建物用途　庁舎

工事内容　新築１棟

イ　自転車置場、門衛所、渡り廊下、車いす駐車場　新築一式

ウ　構内舗装、屋外排水、雑工作物　新設一式

エ　樹木、芝張り　新植一式

オ　第３庁舎

構造・規模　鉄筋コンクリート造　３階建

建物規模　延べ面積2,801.00㎡

建物用途　庁舎

工事内容　修繕１棟

カ　とりこわし

㋐　第１庁舎

構造・規模　鉄筋コンクリート造　２階建

建物規模　延べ面積922.00㎡

建物用途　庁舎

工事内容　とりこわし１棟

㋑　第２庁舎

構造・規模　鉄筋コンクリート造　３階建

建物規模　延べ面積2,068.88㎡

建物用途　庁舎

工事内容　とりこわし１棟ほか

⑸　工期　契約締結日の翌日から平成31年３月22日まで。

⑹　使用する主要な資機材　コンクリート：V≒7,000㎥、鉄筋：W≒850ｔ、鉄骨：W≒650ｔ

⑺　本工事は、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。ただし、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

⑻　本工事は、入札時に施工方法等の提案を受け付け、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式（技術提案評価型Ｓ型）の試行工事である。また、本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。

⑼　本工事は、入札参加者から見積りの提出を求める「見積活用方式」の試行工事である。予定価格の算定に必要な項目について、見積価格を記載した見積書（以下「見積書」という。）及び根拠資料の提出を求め、その妥当性が確認できた見積価格を予定価格作成のための参考とする工事である。

なお、提出を求める項目は、直接工事費のうち、躯体関係（鉄筋加工組立、ガス圧接、鉄筋運搬費、型枠、型枠運搬費及びコンクリート打設手間）とする。

⑽　本工事は、いわゆるダンピング受注に係る公共工事の品質確保及び下請業者へのしわ寄せの排除等の観点から、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合、重点的に監督・検査等の強化を行う試行工事である。

⑾　本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑿　本工事は、数量公開の対象工事である（入札説明書参照。）。なお、数量書については、Microsoft Excel形式での提供を行う。

⒀　地域外（遠隔地）からの建設資材調達費用に対する積算方法　本工事は、地域外（遠隔地）からの建設資材等の調達に係る費用について、支払実績により設計変更を実施する試行工事である（入札説明書参照。）。

⒁　地域外（遠隔地）からの労働者確保に要する費用の積算方法　本工事は、契約締結後、労働者確保の方策に変更が生じ、適正な工事の実施が困難となる場合に、必要となる費用について、支出実績を踏まえ設計変更により対応する試行工事である（入札説明書参照。）。

2　競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている者又は当該者を構成員とする特定建設工事共同企業体で、北海道開発局長から入札参加資格の決定を受けた者。

なお、特定建設工事共同企業体については、北海道開発局長が別に公示する申請方法に基づき、特定建設工事共同企業体の資格審査を申請すること。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　北海道開発局における工事区分「建築」に係る一般競争参加資格の決定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北海道開発局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再決定を受けていること。）。

⑶　北海道開発局における工事区分「建築」に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した経営事項評価点数が、1,200点以上であること（上記⑵の再決定を受けた者にあっては、当該再決定の際に、経営事項評価点数が、1,200点以上であること。）。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員については、経営事項評価点数が1,150点以上であること（上記⑵の再決定を受けた者にあっては、当該再決定の際に、経営事項評価点数が、1,150点以上であること。）。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再決定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　企業は、平成13年度から資料の提出期限までに完了し、引渡しが完了したアの基準を満たす工事を元請として施工した実績（民間の施工実績を含む。）を有すること。特定建設工事共同企業体の場合は、代表者がアの基準を満たす工事を元請として施工した実績（民間の施工実績を含む。）を有することとし、他の構成員は、イの基準を満たす工事を元請として施工した実績（民間の施工実績を含む。）を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20％以上の場合のものに限る。）。

なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

また、国内実績のない外国籍企業が国外での施工実績により参加する場合、営繕部総合評価審査委員会における審査の結果、アの基準を満たす工事として妥当と判断された場合は、参加を認める。

ア　同種工事１

・新築又は増築工事で躯体、外装のほか内装工事を含む建築一式工事

㋐　建物用途　住宅、寄宿舎、倉庫及び車庫を除く。

㋑　構造　鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造（プレハブ造は除く。）

㋒　建物規模　延べ面積6,000㎡以上（住宅、寄宿舎、倉庫及び車庫に供する面積は含まない。）

㋓　階数　５階以上